

(案)

市長の専決事項の指定について(昭和45年種別なし)新旧対照表

新	旧
<p><u>1 町区域の設定、廃止若しくは変更、住居表示の実施又は土地区画整理事業若しくは土地改良事業の実施に伴い、公の施設並びに事務所及び事務所の位置の表示が変更された場合に必要な条例の改正を行うこと。</u></p>	<p><u>1 次の区分による金額以下で、法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。</u></p> <p>(1) <u>損害賠償が保険等により給付されるもの 当該保険金等の額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもの以外のもの(保険金等に加算して支払う場合を含む。) 100万円</u></p>
<p><u>2 法令の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときにおいて、当該条例の改正を行うこと。</u></p>	<p><u>2 目的物の価格が100万円以下の事件について、訴えの提起、和解及び調停を行うこと。</u></p>
<p><u>3 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算を補正すること。</u></p>	<p><u>3 町区域の設定、廃止若しくは変更、住居表示の実施又は土地区画整理事業若しくは土地改良事業の実施に伴い、公の施設及び事務所事業所の位置の表示が変更された場合に必要となる条例の改正に関すること。</u></p>
<p><u>4 目的物の価格が100万円以下の事件について、訴えの提起、和解及び調停を行うこと。</u></p>	
<p><u>5 次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める金額以下で、法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。</u></p> <p>(1) <u>損害賠償が保険等により給付されるもの 当該保険金等の額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもの以外のもの(保険金等に加算して支払う場合を含む。) 100万円</u></p>	